

文部科学省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
33	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいない、免許更新に費やす時間が確保できないからである。 経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。 以上より主に次の2点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。	経過措置が延長されることにより、平成32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童の増加の抑制につながる。 また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3歳未満児の保育教諭になることができるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町		旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズが高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。 本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができます、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついでに、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることとなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。 一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。
35	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会の所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに各社会教育施設の所管を決定できるよう制度改正を求めます。	平成29年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決こそが社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設がある、とされています。 当市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。 現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職員等に社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	人口減少・高齢社会の進行に伴い、地域では、複合・複雑化した生活課題や制度の谷間で対応困難な事案など、深刻な課題が山積しています。 当市の取組を踏まえ、公立社会教育施設を地域の拠点として複合的に利用する意義は、非常に大きいと考えています。社会教育施設が地域の拠点として、他部局と一元的に対応できる体制が整い、行政の効率化が図られるとともに、社会教育のさらなる振興へつながることが期待できます。 なお、過去の議論から、政治的中立性等が懸念されていますが、教育委員会による一定の関与があれば、政治的中立性の確保は可能と考えます。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項 社会教育法第5条、第28条 図書館法第13条 博物館法第19条	文部科学省	名張市	H30.2.23付け、官庁通報(社会教育施設を地域の核に＝教委から首長部局に移管) H27.11.21付け、中日新聞(公民館を市民センターに) H27.11.24付け、毎日新聞(公民館を市民センターに)	愛媛県	-

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
55	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保ったまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する。さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	文部科学省、厚生労働省	南房総市、水戸市		川崎市、山梨市、玉野市、東温市、松浦市	〇本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員のエducational researchの時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。
70	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 ・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7～8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもの受入れ枠の拡大にも繋がり、速やかな待機児童解消対策が可能となる。	認定こども園施設整備交付金交付要綱、・認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	文部科学省、厚生労働省	守口市		旭川市、仙台市、福島県、留志野市、八王子市、川崎市、須賀市、山梨市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、貝塚市、秋田市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市	〇事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度(安心こども基金)と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図られたい。 〇本市においても、現在の実施設計の取扱いは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。 本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。 以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用の見直し希望する。 〇整備に係る入札、契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため、整備開始は内示を待つこととなり、本体工事等に十分な期間を確保できない。 そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手(契約)を対象とするべきと考える。 〇現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 〇理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることとなることから、本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。 結果、待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり、加えて、事務作業についても第1年度、第2年度ともに国への協議や交付申請、実績報告を行う必要があり、整備する法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。 〇本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となる実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは様々だが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。 〇本市においても同様の支障事例がある。 待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的な明細を予め把握することで、入札や工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。 〇内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけではなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。 よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。 〇事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何度も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。 保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2か年の整備計画への変更が必要となった事例もある。 〇近年、国において、前年度繰越し予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事故が生じた場合に、更なる繰り越しが必要となるが、この繰り越し手続きは非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。 また、見積り書や予定額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えることもでき、後の事務手続きが簡易となる。 対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると思う。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
111	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定こども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない。認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。 対して、幼保連携型以外の認定こども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定こども園法第3条6項)」とされている。 この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないように規定しているものと考えられる。 しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。 実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。 当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	市町村立の幼保連携型以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県、市町村の両者の事務負担の軽減に資する。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		茨城県、山梨市、草津市、京都府、池田市、貝塚市、枚方市、藤井寺市	○幼保連携型認定こども園の場合と同様の手続きで良いと思われる。 ○認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議という形式的な事務が年度末に発生し事務負担が大きい。 ○本市においては、現時点で公立の認定こども園は存在しないが、公立幼稚園等のあり方について検討を進めているところであり、もし、認定こども園化の方向となった場合、複数の施設の手続きを同時に行う必要があり、都道府県、市町村の負担軽減の観点からも制度改正が必要であると考ええる。
113	A 権限移譲	医療・福祉	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事か、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。 しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る資金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。 また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県とのやり取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。 更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができなため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	指定都市及び中核市以外の市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱの認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府予本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合		青森県、練馬区、川崎市、新潟県、山梨市、京都府、池田市、愛媛県	○施設等から提出された加算申請書を市町村がとりまとめ県に提出し、その後、県が市町村に対して認定を行っている。このため、手続きが長期化するとともに、県及び市町村の業務が繁雑となっている。 ○本市においては一元管理となっているが、市町村においても簡素化され一元管理となることについて賛成します。 ○本県においても、中核市を除く全市町村分の認定作業に膨大な時間を要し、認定が長期化し、例年、年度末近くの認定となっている。 認定作業に要する時間を短縮し、各施設への精算を早めるためにも、認定作業を市町村へ権限移譲するのが適当と考ええる。 ○当県でも本加算の認定作業については書類の確認に時間を要することなどの理由で、他府県と同じように精算までの期間が長期化している。また、事務処理を簡素化するため、認定にあたっては県内すべての市町の書類を確認してから認定を行っており、県へ認定書類の提出が遅れることで、さらに認定が遅れる事例が発生している。そのため、市町が認定を行うことで早期に事業者が精算を行うことができる。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
114	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育士等キャリアア ップ研修の実施方法を 含めた在り方の見直 し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要 件となっている保育士等キャリア アップ研修について、代替保育等 の確保が困難な状況にある中、 研修の受講が困難であることを鑑 み、実施方法について通信制やe ラーニング、ビデオ学習による方 法を認める等の見直しを図りた い。 ※指定保育士養成施設において は通信制による履修が認められ ており、類似研修の介護支援専 門員資質向上事業実施要綱にお いては、各研修における講義の一 部又は全部を通信学習とすること ができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が (1分野ごと)に15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加 することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、 修了者は680名である。 研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講でき ていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022 年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を 受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられ ている。	○時間や場所に制約されなくなるため、受講者にとって、受講しやすくなる。 ○研修実施機関にとっては、講師や会場の確保を軽減できるため、研修を増 やすことが可能。	「保育士等キャリア アップ研修の実施につ いて」(平成29年4月1 日付厚生労働省雇用 均等・児童家庭局保育 課長通知)	内閣府、文部科学省、 厚生労働省	大阪府、滋 賀県、京都 市、堺市、 兵庫県、和 歌山県、鳥 取県、徳島 県、関西広 域連合		北海道、盛岡 市、福島県、ひた ちなか市、川崎 市、新潟県、須 坂市、山県市、 草津市、亀岡 市、池田市、貝 塚市、八尾市、 和泉市、藤井寺 市、東大阪市、 泉南市、阪南 市、島本町、松 浦市、宮崎市	○対象となる保育士が、長時間に及ぶ研修受講のため、現場を離れて参加することは、円滑な保 育業務の運営を考えると難しい状況にある。また、正規職員としての保育士の確保が困難な状況 において、代替職員を確保することは、さらに厳しい状況にある。ついては、保育所運営への負担 が軽減される内容に見直す必要があると考える。 ○対象となる保育教諭等全員が1分野につき15時間もの研修の受講が必須となり、それに伴う代 替保育士の確保が困難な状況である。また、研修実施機関及び日程等が限られており、さらに受 講が困難な状況にある。 ○当市において代替保育士の確保が困難なため、所定の研修を受講できない事例が発生してい る。 ○県に対して当市での研修会開催を要望しているが、その場合であっても移動時間は短縮される ものの、代替職員の確保などの問題は残ることとなる。そのため、本提案にある通信制やeラー ニングの導入については、前向きに検討をしていただきたい。 ○保育現場からは、研修受講にかかる代替保育士の確保が困難であることや、研修の実施規模 により受講できないなどの意見を聞いている。現状に即した柔軟な研修実施体制が必要と考え る。 ○提案自治体と同様に、キャリアアップ研修への参加が各法人、施設、職員への重い負担となっ ている状況である。 ○当県は県土が広く離島もあり、移動に多くの時間を要する。また、冬期間は雪により移動が困難 である。このため、保育士の受講が困難となっているケースがある。 ○対象園から充分な研修定員が確保されていない状況があることから、必要な人数全員の研修 受講が可能か不安視する声が多数寄せられており、確実な受講を保障するよう強く求められてい る。研修が受講できないと加算対象とならず給与が減額となる恐れもあり、状況によっては職員が 退職することも想定され、保育士確保と逆行する。また、各施設では加算対象人数が複数いるも の、在籍職員数は最低基準に加えて少数名しかおらず、研修期間中の代替職員の確保等が現実 的に困難であるとの問い合わせが寄せられている。 ○当県では1万7千人の研修受講が必要であり、他の自治体と同様に、保育士不足の中、対象と なる保育士等が15時間の研修に複数回出席することは困難な状況である。また地域特性として、 面積が広大であるだけでなく、人口が広域に分散しているほか、冬は寒冷で積雪期間が長く北 国特有の厳しい気象条件であるため、長距離移動や前後泊を要し、研修日数以上に職場を離れ ることとなる等、都市部在住の保育士に比べて、研修の受講はより難しい。今年度から14振興局 を中心として研修を実施する予定であるが、全ての振興局で8分野を複数回実施することは費用 の面で厳しい状況であることから、十分な研修回数の確保が困難である。通信制やeラーニン グ、ビデオ学習等が認められれば、保育士等が遠方の会場に出向いて受講する必要があるが、多く の希望者の受講が可能になることから、当県の各保育団体からも強く要望されているところであ り、ガイドラインを見直していただきたい。 ○保育士等キャリアアップ研修の受講が必要な保育士は、各施設で保育を行うに当たって中心的 な役割を担っていることが多く、研修の受講にあたり、長期間現場を離れることにより、保育に支 障が生じている。また、昨今の保育士不足もあり、代替人員の確保等も困難である。 ○現在、本町内の民間保育所1施設では、保育士不足により認可定員数の受入れが不能となっ ている。保育士の処遇改善を図るための加算を受けるためにキャリアアップ研修の受講が必須と なるが、保育士が不足している現状を鑑みると、長期間にわたる研修を受講することが困難な保 育士も存在することが想定される。保育士確保や研修受講による安定した保育サービスの提供及 び保育士自身の生活の安定を図るべく、より研修を受講しやすい形態に変更することが必要であ ると考える。 ○本県においても、認定こども園協会や保育協議会から、研修期間中の代替職員の確保が困難 なことなどにより、ビデオ学習やeラーニング等の多様な手法による研修機会を増やす声が上 がっており、当該提案に賛同する。 ○当市においても代替保育等の確保が困難のため研修の受講計画が思うように立てられないな どの意見が施設から寄せられている。 ○小規模保育所等が増加している状況下で、保育士等が現場を離れて1分野ごと15時間の受講 を平日に受講することに難しさを感じる。実際、日曜日の開催はないかとの問い合わせもある。ま た、15時間のうち、体調不良等で1日欠席した場合の救済措置についても課題であるため、通信 制やeラーニング、ビデオ学習が認められると課題のクリアにつながると思う。 ○保育教諭不足が続く現状では、対象の保育教諭が多く、代替保育者の確保及び、実習時間の 確保が難しくなっている。 ○当県においては1万5千人の研修受講が必要であり、現在養成校と連携し研修実施体制を整備 している状況。他県での研修に参加する機会も少ないという現状から、保育士等に対する研修の 機会創出に苦慮している。一方で、研修内容の質についても一定水準以上の内容とするために検 討している段階。eラーニングやビデオ学習による研修機会の拡大の必要性も感じるが、質の確保 の観点から認められるか検討が必要。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算要件となる予定であるキャリアアップ研修の受講については、他都道 府県が指定する研修を修了した場合においてもその効力が有効となるが、1分野につき15時間以 上を要し、概ね3日間研修に時間を要するとともに、自都道府県で受講が困難な場合は他都道府 県まで移動を要することから、受講する保育等においても負担が生じている。 ○対象となる保育士等全員が(1分野ごと)に15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修 会場に参加することは困難であるため、処遇改善加算Ⅱの認定に際して研修受講が必須化され る予定の2022年度までに、より多くの保育士等が研修を受講できるよう研修方法の見直しをして いただきたい。

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
147	Ｂ 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等)の施設監査(一般監査)周期の見直し	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行うこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の応対者は同一人物であることが多いことから、同日一日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	施設監査(一般監査)の周期についても法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化が図られ、運営上問題のある施設に対する監査を重点化することができる。	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	内閣府、文部科学省、厚生労働省	奈良県		宮城県、新潟市、金沢市、京都市、大阪市、兵庫県、広島市、徳島県、福岡県、熊本県、熊本市	〇本市においても、社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設監査(一般監査))のうち適正な運営が確保されていると認められる老人福祉施設、障害者支援施設及び法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、法人担当と調整のうえ、同日に指導監査を実施してきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難な事例が生じている。 施設監査(一般監査)と法人監査においては、会計関係の書類等準備資料などが一部重複、また、法人側の応対者が同一人物となることも多く、同日一日に実施することが効率的かつ法人にとっての負担軽減につながると考えられる。 特別養護老人ホーム等の増加に伴い、監査対象施設数も増加している中、施設監査(一般監査)の周期について法人監査と同様に原則3年に1回とすることで施設監査(一般監査)と法人監査を同日に実施することが可能となり、監査事務の効率化、虐待等事案に対するより一層の迅速な対応、運営上問題のある施設に対する監査の重点化や介護保険サービス、障害福祉サービス事業所等への指導を強化することができる。 〇本市においても、監査対象施設数が増加していることから、効率的に監査を実施する必要がある。 〇当市の監査においては、現行のとおり実施しております。貴団体のご提案から、本市におきましても周期が合わなくなることより、不都合が生じてくると考えております。老人福祉施設、障がい者支援施設等、生活保護法による保護施設への施設監査の周期と児童福祉施設への監査周期をあわせ、これに法人監査を同調させることにより、双方の事務負担を考慮すれば、より効果的な監査が行われると考えます。 〇 監査対象施設の増加については本市においても、監査実施における課題となっており、運営状況が良好な施設についてはその周期が伸びるならば、指摘等を行う必要がある施設へ注力できることにも繋がることから好ましいと考えます。 〇本県においても、指導監査の重点化を図るため、法人運営に特に大きな問題が認められない法人に対する監査の周期を原則3年に延長することとしている。 施設監査と法人監査の周期が異なるため、両監査を同一日に効果的・効率的に実施することができず、また、運営が良好な法人にとっても負担軽減とならない状況となっている。 〇社会福祉法人及び社会福祉施設の両者の指導監督を所管する当局としては、効率化の観点から両者を同時に監査することは当然と考え、すでに平成29年度から、施設監査の周期を法人監査の周期と合わせ、原則3年に1回監査を実施している。 なお、児童福祉施設については、児童養護施設等の監査は従前どおり1年に1回実施しているが、数の多い保育所の監査は実地監査を3年に1回行い、実地監査を行わない年は書面監査を行うこととしている。 〇提案に賛同する。 本県では、老人福祉施設、障害者支援施設(自治事務)については、指導監査の重点化・効率化の観点から、法人及び施設の監査を同日一日に実施すべく、法人指導監査の周期に合わせて、原則、3年に1回へ変更したところ(保護施設(法定受託事務)については、従前のとおり変更なし)。 その一方で、児童福祉施設(自治事務)については、原則年1回の一般監査を行っており、子ども子育て支援新制度の施行に伴い、保育所等が増加する中、問題のある施設や新規参入施設に重点化するなど、メリハリのある施設監査を行うことが必要となっている状況。 〇法人監査と施設監査の周期が違うことにより、法人本部が置かれている施設と、当該施設の施設監査の監査年が異なることがあり、施設の負担が増えている。 また、本県においても、幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。 〇社会福祉法人への法人監査と、障害者支援施設への一般監査は、周期が異なることで事業所によっては、毎年何らかかの監査が実施される。事業者の負担軽減の観点から、問題のある施設以外は原則3年に1度の実施に見直すことが望ましい
149	Ｂ 地方に対する 規制緩和	教育・文化	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。 新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。 この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減される。 ・制度を誤認することにより免許状が失効する教員が減少する。また、失効に伴い失職する教員も減少し、生徒や学校への悪影響が軽減される。	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		旭川市、福島県、川崎市、新潟県、富山県、多治見市、静岡県、田原市、京都市、京大津市、玉野市、徳島県、松山市、高知県、北九州市、熊本市	〇旧免許所持者が新たに免許を取得した場合、手数料を支払い手続きを行わないと有効期限の延長ができないため、事務的な負担が大きい。 免許を管理している県が自動的に延長できる制度に変更できるとよいと考えている。 〇旧免許所持者で新しく教員免許状を取得した者が新免許状と同様に自動的に修了確認期限が延期されると勘違いし、教員免許状が失効した事例がある。 〇旧免許状所持者が教員免許状を追加取得した場合、自動延長されず、別途、更新講習修了確認期限の延期申請を行う必要があり、新免許対象者が教員免許状を追加取得した場合に比して、事務が煩雑となる。 〇教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続きを行わず、採用が取り消された者が1名いた。 本県でも全国同様に昨年度から、現職教員の免許状失効を防止するため、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、制度誤認による失効防止の観点からも、旧免許状所持者の自動延長を認めるべきである。 〇本件と全く同様の誤認による免除失効はないが、教員免許状の失効事例はあり、教員の間で制度に関して混乱していることは事実である。制度改正によって確認作業の軽減や誤認識の減少が期待される。 〇新たな免許状取得により、修了確認期限が自動延長されるとの誤解が原因で免許失効となった教員がいる。 〇制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、確認作業が負担となっている。 〇延期申請が必要なことを知らない教員もあり、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。 〇旧免許状所持者が、平成21年4月1日以降に、免許状を追加取得した場合、旧免許状所持者となるが、旧免許状所持者であり、平成21年4月以降に免許状を追加取得した者が、自身を新免許状所持者であると誤認し、修了確認期限について、県教委に問い合わせるなどの事例がある。 〇学校や教育委員会では、新旧の免許状制度の違いに留意しながら更新時期を把握する必要が生じており、事務の煩雑さが課題である。 〇本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。 〇本市においても、旧免許状を所有する教員が新たに免許状を取得したとき、自動更新されると勘違いしている教員がいる。 旧免許状所有者も自動更新されることは、教員の免許申請負担の軽減につながり、教育委員会も免許更新時期を把握する作業が軽減されるため、検討を希望する。 〇新免許状と旧免許状の取扱いが異なるため、制度を改正することにより、制度を誤認して免許状が失効する教員が減少する。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
150	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取 得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。 旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。 また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握 が困難である。 さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習 修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確 認ができない。 教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の 違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況 のため、確認作業が負担となっている。	・教育委員会や学校が各教員の免許更新時期を調査、把握する作業が軽減 される。 ・免許所持者、学校、教育委員会のすべてが正確な有効期間を把握すること ができ、現職教員の免許失効が減少し、教育現場への悪影響が軽減され る。	教育職員免許法第9 条から第9条の4、第 10条、附則(平成19 年)第1、2、8条	文部科学省	長野県		福島県、川崎 市、新潟県、富 山県、多治見 市、田原市、京 都府、京都市、 大阪府、泉大津 市、玉野市、徳 島県、松山市、 高知県、北九州 市	○更新期限を把握するには、保有する全ての教員免許状等を確認する必要があり、また旧免許 状保持者は更新期限が教員免許状に記載されていないことから、更新期限が一目で把握しづら く、旧免許状保持者と新免許状保持者の更新期限に係る制度の違いを正確に理解した上で、初 めて更新期限を把握することができ、事務が複雑化している。全ての教員免許状を1枚に集約し、 修了確認期限又は有効期間満了日を明記することで左記の課題は解消される。 ○教員免許更新制は、旧免許状所持者と新免許状所持者で免許状の有効期間の取扱が異なる 等、制度が複雑であるため、本県でも昨年度、更新手続を行わず、採用が取り消された者が1名 いた。 本県でも昨年度から、各教員の免許状の有効期間を把握するための所有免許状調査を教育委員 会や学校で実施しているが、大きな負担となっており、教員や教育委員会等が正確に有効期間 を把握し、免許状失効を防止する観点からも、免許状の集約を実施すべきである。 ○本市でも、教員免許状所有者が複数の免許状を所有している場合に、修了確認期限の把握に 苦慮しているのは事実である。1枚の免許状に集約することで、修了確認期限の把握が容易にな り、把握作業の軽減や誤認防止にも繋がると思われる。 ○将来的に新免許状所有者の増加が見込まれるため、教員免許状の集約化は検討されるべきと 考える。 ○制度が複雑で十分に理解されていない。そのため、教育委員会や学校では、現職教員が免許 失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握してい るが、確認作業が負担となっている。教員免許状を授与した県に関わらず運転免許状のように一 枚の電子カードに集約し、その情報を本人、教育委員会で確認できるようにしていただきたい。 ○旧免許状を所持する者が、平成21年3月31日以降に新しく免許状を取得した場合でも旧免許 状所持者であるが、自身が新免許状所持者だと勘違いし、更新時期を誤解する等の問題が発生 している。また、新免許状所持者で、複数の免許状を持つ者から、免許状の有効期限はいつな のか等の問い合わせがある。 ○平成21年4月に教員免許更新新制度が導入されたことに伴い、免許管理者は教員ごとに免許状 情報を管理することが必要となった。特にここ数年は更新対象者が増加し、現職教員の更新状況 の把握や問合せ対応に時間を要している。 免許状を1枚にして情報を一元的に管理できるようにすることで、各教員の更新期限の把握が容 易になり、免許失効や学校現場の混乱を防ぐことが期待できる。 ○本県では、現職教員が免許失効しないよう、県内各学校等に対して年数回、更新手続の周知 及び更新対象者の状況調査を行っているが、新免許状所持者と旧免許状所持者の更新時期の 取扱いの違いから把握が難しく、その確認作業が学校及び担当者の大きな負担となっている。

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
194	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後もある私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、保育の担い手の増加を目指す。 ○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	豊中市		旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、山梨市、豊田市、田原市、草津市、大崎市、八尾市、寝屋川市、和泉市、藤井寺市、東大阪市、阪南市、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、徳島市、熊本市、九州地方知事会	○保育教諭不足の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際に、各保育施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか保持しておらず、特例措置終了後には保育現場を離れざるを得ず、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直結する。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○平成30年4月より、保育所から幼保連携型認定こども園に移行した施設の場合、特例措置が適用される期間が2年間に無いため、期間の延長が必要であると思われる。 ○本市においても、養成期間が限られている等の理由により、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得できなかった際に、職員の配置基準を満たさず、保育教諭不足を要因とする待機児童が発生する可能性があるとともに、当該事業を危惧する幼保連携型認定こども園からの要望があるため。 ○待機児童の解消に向けて、幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の提供量を確保する方針ですが、経過措置が終了することで移行が促進されない懸念があります。また、現在も保育教諭、保育士が不足している中で、既存の施設においては、退職者が出たときに新たな職員を雇用することが難しい現状があります。保育の担い手を確保するためにも、経過措置の延長を求めるもの。 ○市内私立幼稚園の大半は、認定こども園への移行を視野に入れているなか、市でも公立保育所の認定こども園化を検討しているが、幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の猶予期間が2年を切っていることが、移行判断のマイナス要因となっている。 ○現時点において具体的な問題等発生していないが、全国的な保育士不足等の課題が発生している中、認定こども園において保育教諭として必要な資格及び免許の短期間での取得は困難であることが想定される。認定こども園のニーズが高まる中、事業者や従業員に過度な負担が生じないよう特例措置の延長が必要であると考ええる。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。 「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつなげる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たさず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることがなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○平成30年度認定こども園に関する調査(内閣府認定こども園担当)により職員の調査が実施されているところであるが、その調査による本市に所在する37の幼保連携型認定こども園の保育教諭と講師をあわせた職員数は1,044人、うち片方の資格の職員は100人となっている。また、このうち資格取得が未定なのは、63人となっている。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。 特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いではあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 国へ要望済み)

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
198	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善加算Ⅱが創設されたが、その運用における加算額の配分方法に制約が課せられている。キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直し上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行う中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。 なお、平成30年4月16日付の通知(「『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について」)でも一定の見直しが図られているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育現場における保育士等の定着と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付政令第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号、内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	静岡県、神奈川県、福島県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町		花巻市、仙台市、福島県、川崎市、海老名市、須坂市、山形市、城陽市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山陽小野田市、徳島県、高松市、松浦市、熊本市、宮崎県、沖縄県	○当市においても処遇改善加算の認定事務や配分方法の制約により認定には苦慮しており、法人の負担や配分方法の制約により処遇改善をあきらめる法人もあり簡素化を要望する。 ○当市では全ての施設において、処遇改善等加算Ⅱを取得しているものの、各施設からは制度自体の難解さ等に対する不満の声聞く機会が多い。また、現場の職員からも、キャリアパス要件の整備よりも単純に賃金を上昇することを望む声がある。このことから、ある程度制限を撤廃し、各施設の自由裁量を増す制度設計を望む。 ○処遇改善等加算Ⅱの加算対象職員数については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の種類ごとに、児童数や加算の有無により算出され、対象人数が決まっている。 施設によっては、その職責を担う職員がいなかったり、また経験年数の長い職員又は短い職員が多いため、配分が困難であるため、申請を行っている場合がある。 ○本市においても、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設がある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直していただく。 ○加算の対象となる人数や金額の配分等の国の制約により、本市の各保育所等においても、その人選や改善額の配分に苦慮されている現状にある。保育士等の処遇改善は、待機児童解消には欠かせない施策であるが、国の制約により十分に活用されていないことが懸念される。 ○処遇改善等加算Ⅱは、具体的な配分方法が示されているおり職員の賃金改善を十分に実施できている施設がある反面、分配できる職員数に限りがある施設については配分に苦慮している。 また、年度途中に採用された職員に対して配分方法に苦慮している施設もある。 本年度は処遇改善等加算Ⅱの運用見直しもあり、制約も多少軽減されているが、十分に改善が行われているとはいえない状況であるため、更なる見直しを検討していただきたい。 ○当市においても、同等職種の職員が在籍する保育園では、配分に苦慮する保育園もあり、申請を行わない保育園がある。 ○本市でも、処遇改善加算Ⅱの配分方法については、各施設から多くの疑問や意見が寄せられており、配分方法が複雑なため、申請を見送る施設もある。処遇改善を確実に行うためには、配分方法の制約の撤廃を求める。 ○施設内で経験年数や職歴等において同等である職員が増数いる場合に、本加算の配分では支給額に差が生じることから申請を躊躇している施設がある。また、経験年数が同じであっても施設によって本加算の支給額に大幅な差が生じ、施設間で混乱がおきている。施設の実情に見合った配分方法の見直しが必要である。 施設の実情に合った配分を行うことにより、キャリアアップの仕組みが導入されやすくなる。 ○現在は職員間の配分方法を工夫して対応しているものの、そもそも4万円の対象者に確実に支給する趣旨であることを考えると、現実!にその対象者が職員全体の3分の1以上であればそれに応じた加算をすべきである。 ○本市においても、職員間の給与のバランスが取れない等の理由で処遇改善等加算Ⅱの申請を行わない施設がある。 国においては、平成30年度から配分方法の見直しが図られたが、対象人数が制限されたままであり、抜本的な解決には至っていないことから、対象人数を増やすなど、さらなる処遇改善に資する取組みの実施が必要だと考える。 ○本市においても当該制約により適切な分配ができず申請を躊躇する施設があることを認識しております。 そこで、概ね7年以上の経験を有する保育士等について、配分額が2万円を下回る場合には、2万円までの配分を保障する[「市処遇改善等加算Ⅱ」を平成30年度より新設し、独自の処遇改善を図っているところであり、当該制約の撤廃について賛成します。 ○処遇改善等加算Ⅱについては、運用が見直され、柔軟な運用が可能となるほか、処遇改善等加算Ⅰも活用しながら職員への配分方法を工夫することも可能。そのため、処遇改善等加算Ⅰの基礎分について、職員一人当たりの平均勤続年数が10年以上の場合には、1.2%で一律となっているところ、11年を超えても昇級が続くことから、平均勤続年数が11年を超える場合の加算率のさらなる改善も含めて検討する必要があると考える。 ○各保育所等において、職員の経験等に有意な差が存在しない場合には、処遇改善等加算Ⅱの対象者を選択することが困難になり、職場の人間関係を悪化して処遇改善等加算Ⅱの申請を保留しているとの声もある。 ○配分方法の制約により職員間の給与等均衡が維持できなくなるといった理由で、処遇改善加算Ⅱを申請しないケースは本市においても同様に存在する。 ○加算額の算出においては、低年齢の児童数が大きく影響を与える制度設計となっており、年度に応じて加算対象者数が増減することとなり、安定した保育士の定着に寄与するとは言い難い。 ○4万円の処遇改善Ⅱの対象者が1/3までと上限が設定されているため、ベテランが多い保育所では、処遇改善の対象になる者とならない者を選定する必要が生じる。職員間の公平性を重視して処遇改善Ⅱの実施を見送るといった対応をとる保育所も出ており、本県の実施率は76%に留まっている。 ○各施設における配分人数等の制約により、①同等の年数の職員間での賃金改善額の格差の発生、②同等の年数の職員の賃金改善額について施設間での格差等が生じている。 ○平成30年度は処遇改善Ⅱの制度について一部見直しがされたが、概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、施設内で適切に配分されるといった公平な制度となっていない。 ○処遇改善等加算Ⅱが実施される前から、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当等を支給している施設では、処遇改善等加算Ⅱの運用上、特定の職位の一定数の者に4万円の処遇改善を行うこととなり、職制階層のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している。 ○県内においても、配分方法の制約により、職員間で給与の不均衡が生じることから、申請を行わない施設がある。 配分について柔軟な運用を可能とすることで、保育現場の環境改善を見込むことができる。
218	B 地方に対する規制緩和	教育・文化	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験等を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者(都道府県教育委員会)に届け出なければならないことになっている。 各市町村で雇用しているにも関わらず、雇用した旨を都道府県教育委員会に届出る旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	「特別非常勤講師の届出」の義務を撤廃することで、届出に必要な書類の作成が無くなり、事務量の軽減が期待出来る。	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	文部科学省	熊本市		高知県、北九州市	○本市においても同様の課題があり、特別非常勤講師を任命する際に、県教育委員会に届出に係る必要書類の作成等の事務の負担が生じている。

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
223	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り特例的に認めているオンデマンド型授業を、中山間地域の小規模高等学校における全日制の教育課程にも拡大すること	高等学校における遠隔教育では、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別の教育課程」とみなして単位認定を認めている。 一方、物理や数学Ⅲなど大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間内での対応ができず、その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を割いて学習することになり、生徒の負担が大きい。 また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	進学に特化した教育課程が編成できない中山間地域の小規模校においても、一定の時間数を同時双方向型授業又は対面指導で補うなどの条件のもとに、オンデマンド型授業の単位認定が可能になれば、生徒の負担が軽減され、進学拠点校の生徒と同じ条件で、放課後や休日を主要科目の加力補習等に充てることが可能となる。 遠隔教育は、教育環境に制約の多い中山間地域の生徒の可能性を広げる有効なツールであり、より活用が広がる方向での規制緩和をお願いしたい。	学校教育法施行規則第86条	文部科学省	高知県、愛媛県	規制改革実施計画6投資分野④13(29.6.9閣議決定)	-	-

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
230	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置 の延長	幼保連携型認定こども園の職員 配置基準に係る特例措置の期間 延長	現在、幼保連携型認定こども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園を継続することが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	館山市		旭川市、仙台市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、宮若市、松浦市、熊本市、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。 ○本市においても、同様の支障が出ることが懸念されている。見直しを要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところですが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついでには、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もあり、幼稚園教諭免許を更新しなければならぬ者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるときにも、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることがなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけではなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増える恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中111人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○現在、幼保連携型認定こども園に勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれも資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることが出来る。当市としても、経過措置期限内に施設に対して、保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているが、施設の利用希望者が多く職員配置に余裕がないことと、幼稚園教諭の養成機関が限られている上、受講希望者に対し定員が少なく、希望する日程での受講が困難な状況であるため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することが困難な状況となっている。この状態で特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園の円滑な運営に支障が生じ、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得することによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。 ○「経過措置」と「特例制度」は別の取扱いはあるものの、H32以降の幼保連携型認定こども園への移行促進に当たって、全国保育三団体協議会(全国保育協議会・日本保育協会・全国私立保育園連盟)からは両措置・制度の期間経過後における現場対応を不安視する声が上がっているところ。(H30.6.18 国へ要望済み)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
276	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。 経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必要となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと。また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。 本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。 このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定子ども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。 (大分県 の状況) ・31年度末までに受講しなければならない人数:529人(A) ・31年度末までに確実に受講できる人数 :340人(B) ・未受講となるおそれのある者 :189人(C=A－B)	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可か5年間」に改正することにより、幼保連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては待機児童対策にもつながることが期待できる。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 【添付資料】 「幼稚園教諭免許更新講習ニーズ調査結果」	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須崎市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、玉野市、徳島県、徳島市、松浦市、熊本市	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性が排除できない。 ○認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。 ○本市においては、幼保連携型認定こども園への移行を進めており、正規職員の資格併有を進めてきたところであるが、臨時職員についての対応が出来ていないことから特例期間終了後の臨時職員等の配置が困難となることが想定される。 ○幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が多くあつている。また、本市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。 ○経過措置中に認定こども園になっている園では、園で計画を立て免許の更新を行なっているが、県内で受講できる学校が少ないことや、園の開所日に講習があるため、代替教諭が確保できず、計画どおり更新できていない。 ○本市においても、同様の支障が出ることが想定されており改正を要望する。 ○企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。 ○保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか一方を有する保育教諭等の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。 ○本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところではありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保することも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついでには、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。 ○本市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を更新しなければならぬ者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たしているが、32年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連携認定こども園への移行の断念が懸念されるときにも、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長されることがなれば、32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考えるため、貴市の提案に賛同するものである。 ○保育需要が高まる中、一方の免許・資格のみを有する幼稚園教諭や保育士を確保することさえも困難な現状において、両方の免許(有効な状態)・資格を求めることは、さらに人材確保を難しくさせてしまう可能性がある。また、幼稚園教諭免許の更新講習を受講しようにも、講習受講の競争率が高いため、近隣の大学等で実施している講習に参加することが難しく、勤務を継続しながら30時間以上の受講時間を確保することへの負担が大きい。さらに、各園現場の実情としては、正規職員だけでなく、臨時的任用(非正規)職員の配置によって園運営が成り立っている部分も多いが、非正規かつ少ない勤務時間にもかかわらず、受講料だけでなく、上記のような受講時間の負担まで求めていくことは、失職(離職)等により人員を確保できないという事態を招くなど、園運営に支障をきたす可能性を排除できない。 ○平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。 ○本府においても同様の支障事例がある。大阪府内においては、3歳児未満の保育の受け皿確保のため、認定こども園への移行が進んでいるところ。特例期間中の免許・資格の取得を推進しているところではあるが、特例期間内に全ての保育教諭が免許・資格を取得することが困難である。その場合において、配置基準を満たさなくなることから、認定こども園が3歳児未満の定員を減少させることが想定され、待機児童が増大する恐れがある。 ○本市では平成30年1月時点において、幼保連携型認定こども園の常勤の保育教諭における片方の免許・資格のみを保有する者の割合は182人中11人(約6%)である。本市としては引き続き期間内に両方の資格を取得するよう求めていくが、職員の配置基準上、1人でも欠けてしまうと児童の受入に大きな影響を及ぼすことから、経過措置の延長を求める。 ○本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。 ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。 ○保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。 ○本市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。

別添1

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
297	B 地方に対する 規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	郵送によるやり取りがなくなること、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市		秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、京都市、神戸市、西宮市、山口市、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本県においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担となっている。 事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の廃止を検討願いたい。 明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を収集可能としていただきたい。 ○本市では、年に約60回、郵送でのやりとりが生じている。 特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、受給者証発行に過度の時間を要している。 ○保険者への所得区分の照会では、郵送による書類送付のための手間及び郵送代がかかる他、回答まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。 所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とすることで上記の支障は解消される。 ○本市においても、申請書類は揃っているにも関わらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。 照会に係る書類送付についても、照会先やタイミングが異なる他、保険者や課税状況によっては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。 ○本市においても、適用区分の保険者への照会、保険者からの回答受理後のシステムへの入力、適用区分入力の後の受給者証の発行には多大な労力を要している。 ただし、提案のあったスキームでは、適用区分に変更があった場合、保険者からの変更連絡を受けることができないため、提案実現には更なる検証が必要である。 ○趣旨には賛同するが共同提案しない(情報連携により所得区分の情報取得が可能であれば、申請者や行政における手続きの負担の軽減が図られるが、現時点では保険者側の導入・運用が困難と考える(企業の組合等もあるため)) ○同様の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、県からの所得区分照会への回答の事務と年度ごとに所得区分が変更となった方の報告の手間が省ける。 ○本県においても、提案団体と同様の支障が生じているため、マイナンバーによる情報項目追加をご検討いただきたい。 ○所得区分の把握については本市においても提案団体と同様の手法で事務を行っており、マイナンバーによる情報連携で所得区分の情報を収集することが可能となれば、事務の効率化等が図られるとともに住民サービスの向上に資するものと考えられる。 しかし、本市では、マイナンバー制度の運用には特定個人情報漏えいの危険があると考えており、個人情報保護の観点から、当該制度の運用には、法定されたもの以外は対応をせず慎重に取り組んでいるところである。 ○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している。 ○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。 ○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。 ○本県においても、書類送付に手間と時間がかかり、医療受給者証発行までに時間を要する一因となっている。 ○現在、所得区分(適用区分)は保険者に郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取得し確認できれば、タイムリーな対応が可能となり、事務の簡素化、適正処理につながる。しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、廃止については、従来から要望しているもの。 ○高額療養費の限度額適用区分(所得区分)の郵送での照会に2週間ほど要しており、情報連携が可能となれば、大幅な業務改善が見込まれる。 ○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りをしており、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。
305	B 地方に対する 規制緩和	教育・文化	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第94条の2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそのための財政基盤の強化が必要である。 そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることができるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の実現を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範囲ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	公立大学法人が所有する資産の有効活用による自己収入の確保が可能となることで、各公立大学の強みや特色を生かした取組を行うために必要な財政基盤の強化が図られ、公立大学法人の自主性・自律性の高い運営による教育研究水準の一層の向上が期待できる。	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	総務省、文部科学省	指定都市市長会		秋田県、高崎市、金沢市、岐阜市、愛知県、大阪府、岡山県、下関市、山陽小野田市、北九州市、宮崎市、沖縄県	○直近の法改正(H30.4.1施行)により、地方独立行政法人に対して運営費交付金の使用に係る努力義務(留意事項)が新たに課されるなど、財産の適切かつ効率的な使用が求められているなか、法人資産の適正な管理のもと、経営的視点に基づき資産の有効な活用を図ることは、収入源の多様化に繋がり、法人の経営基盤の強化に資すると考える。 ○本件について国立大学法人と公立大学法人で制度上の差異があることに合理性が見出せない。